

大学における職員の在宅勤務（テレワーク）の可能性

サンフランシスコ研究連絡センター

石村 史

I. 問題意識と着眼点

本稿は、日本の大学における職員の在宅勤務（テレワーク）の可能性について、アメリカ合衆国（以下、アメリカ）の事例を基に考察することを目的とする。

テレワークとは、情報通信技術（以下、ICT）を利用した事業場外勤務のことを指す¹。テレワークの勤務形態には、自宅を就業場所とする在宅勤務をはじめとし、通勤や業務に便利な場所にワーキングスペースを設けるサテライトオフィス勤務や、移動中や顧客先など働く場所を柔軟に選べるモバイルワークが挙げられる。いずれも ICT を用いて時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方として、業務の効率化や通勤負担の軽減に貢献できると期待される。

テレワークの歴史は 1960 年代まで遡る。1967 年にドイツの企業で初めて自由勤務時間制が導入され、1970 年代には欧米諸国で広く採用されるようになった²。アメリカでは 1970 年代前半にテレワークの概念が発表され³、1978 年には自由勤務時間制の一環として連邦議会で関連法案が成立する⁴。その後 ICT の発達とともに、1995 年にはテレワーク用の電話回線や機器の調達及び電話料金などの支払にかかる費用を補助する制度が認可され、2000 年には国内の各雇用機関に対しテレワークの推進を義務付ける指針が制定された⁵。

ヨーロッパでは 2002 年、欧州労働組合連合によりテレワークの枠組みにかかる合意が発表された⁶。この合意には、機器の取扱や個人情報保護の徹底といったテレワーカー側の責任から、テレワーカーに対する職業訓練機会などの平等性を保証することなど雇用する側の義務まで、テレワークに関する基礎的かつ不可欠な項目が盛り込まれ、EU 内の複数国家間でテレワークに対する共通理解を促進するものとなった。

このように、欧米諸国ではテレワークの概念が 1970 年代には確立され、2000 年代初頭にかけて実施・普及のための法整備が行われていたことが分かる。それに対し日本では、2006 年頃から人事院にて国家公務員の多様な勤務形態の一つとして在宅勤務の活用が議論されるようになり、2009 年には制度の整備に向けた研究会報告が発表された⁷。その後、2017 年に決定した「働き方改革実行計画」を受け、翌 2018 年に初めてテレワーク実施のための具体的なガイドラインが策

¹ 厚生労働省「テレワーク普及促進関連事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/telework.html

(2019 年 12 月 28 日閲覧)

² Alternate Work Schedules and Part Time Career Opportunities in the Federal Government: Hearings Before the Subcommittee on Manpower and Civil Service of the Committee on Post Office and Civil Service, House of Representatives, Ninety-fourth Congress, First Session on H.R. 6350, H.R. 9043, H.R. 3925, and S. 792, Washington, DC, 29 and 30 September, 7 October 1975.

³ Nilles, Jack M., et al. *The Telecommunications – Transportation Tradeoff: Options for Tomorrow*. New York: Wiley, 1976.

⁴ Federal Employees Flexible and Compressed Work Schedules Act, 1978: Hearing Before the Subcommittee on Labor of the Committee on Human Resources, United States Senate, Ninety-fifth Congress, Second Session on S. 517, Washington, DC, 21 August 1978.

⁵ Leading by Example: Making Government a Model for Hiring and Retaining Older Workers: Hearing Before the Special Committee on Aging, United States Senate, One Hundred Tenth Congress, Second Session, Washington, DC, 30 April 2008

⁶ “Implementation of the European Framework Agreement on Telework.” The European Trade Union Confederation, September 2006.

http://resourcecentre.etuc.org/linked_files/documents/Framework%20agreement%20on%20telework%20EN.pdf

(2019 年 12 月 28 日閲覧)

⁷ 人事院「国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」

<https://www.jinji.go.jp/kenkyukai/telework/top.html> (2019 年 12 月 28 日閲覧)

定された⁸。これは、世界的に見れば極めて遅い動きである。

日本では、戦後に確立された終身雇用・長時間労働の伝統が続く一方、バブル崩壊後急速に台頭した契約社員や派遣社員といった有期労働の雇用形態が今日まで加速している⁹。有期労働者の大半は女性で、シングルマザーの貧困問題はもちろんのこと、正規雇用されていても出産や配偶者の転勤を機に退職を余儀なくされる女性の多さは世界的にも問題視されている。特に、出産後に退職する女性は2018年の時点で年間20万人と算出され、これに伴う経済損失は約1.2兆円と試算された¹⁰。この対策として保育施設の整備や育休制度の拡充などが叫ばれているが、これでは他人任せや一時期のみの子育てが加速するだけで根本的な解決にならないのではないだろうか。

内閣府の調査¹¹では、少子化の原因の一つに結婚しない若者が増加していることを挙げている。その理由として、「仕事に打ち込みたい」と回答する割合が男女とも増えていることが分かった。言い換えれば、結婚あるいは出産すれば仕事に打ち込めなくなると考える人口が増加しているということである。仕事とそれ以外の生活が両立できないゆえに「仕事>生活」の図式が成立し、持続可能かつ生産的なワークライフバランスがますます失われる悪循環である。

少子化とともに拍車がかかっているのが高齢化である。家族の看護や介護に伴う離職者や転職者の数は、男女とも年々増加傾向にある¹²。これを防ぐために、政府は育児や介護のための休業法整備を現在進行形で進めている¹³が、休暇などの取得率は依然として伸び悩んでいる¹⁴。戦後から脈々と長時間労働や雇用先への忠誠文化が培われ、普段から休暇が取得しづらい日本の労働環境¹⁵にあっては、このような休業法が実施されたところで浸透に時間を要するのは明白である。

これに対し、テレワークの積極活用によりワークライフバランスの均衡をはかる欧米諸国の事例は、日本の抱える諸問題を考えるうえで極めて有用である。詳細については後述するが、報告者がインタビュー調査を実施したカリフォルニア大学バークレー校では、**Work-life-integration**というコンセプトを打ち出している¹⁶。つまり、日頃から仕事を日常生活に組み込むということである。この概念は、「特別な事情の際のみ休暇を取る、それ以外は仕事に行く」という極端な「バランスの取り方」は持続不能であるとし、仕事を生活の一部と位置付けることにより本来のバランスを追求しようとするものである。そして、それを実行する方法として重要な役割を果たしているのが在宅勤務を含むテレワークである。

本稿では、老若男女問わず様々なライフイベントや心身の変化を経験しながら仕事とそれ以外の生活をうまく組み合わせることができるテレワークに着目し、アメリカでの事例を踏まえその有効性と今後の展望について考察したい。なお、テレワークには様々なメリットがあるが、本稿

⁸ 前掲註1

⁹ Allison, Anne. "Precarity and Hope: Social Connectedness in Postcapitalist Japan." *Japan: The Precarious Future*. Edited by Frank Baldwin and Anne Allison. New York: NYU Press, 2015, pp. 36-57.

¹⁰ 奥野斐、坂田奈央「出産で退職する女性は年間20万人…経済損失は1.2兆円！」東京新聞、2018年9月12日

¹¹ 内閣府「平成16年版 少子化社会白書」第2章

¹² 政府広報オンライン「知っていますか？ワーク・ライフ・バランス」

https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/201302_02/sitte/index.html (2019年12月28日閲覧)

¹³ 厚生労働省「育児・介護休業法について」<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html> (2019年12月28日閲覧)

¹⁴ 前掲註12

¹⁵ 前掲註9

¹⁶ インタビュー対応者談

